

平成１９年 第１回

さつま町議会会議録

平成１９年２月２１日 開会

さつま町議会

平成19年第1回さつま町議会臨時会審議結果

平成19年2月21日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議 案 1	18災1712号大洞線道路災害復 旧工事請負契約の締結について	19.02.21	19.02.21	可決	
2	平成18年度さつま町一般会計補正 予算（第9号）	〃	〃	原案可決	
3	平成18年度さつま町老人保健医療 特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	
4	平成18年度さつま町水道事業会計 補正予算（第3号）	〃	〃	〃	
5	平成18年度さつま町簡易水道事業 会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	
陳 情 1	畜産政策・価格に関する陳情書	〃			建設 経済
2	日豪 EPA 交渉に関する陳情書	〃			〃

平成19年第1回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成19年2月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（26名）

1番 高 嶺 実樹雄 議員	2番 市 來 修 議員
3番 平 田 昇 議員	4番 新屋敷 浩 議員
5番 肥 後 紀 康 議員	6番 木 下 敬 子 議員
7番 米 丸 文 武 議員	8番 麥 田 博 稔 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 新 改 秀 作 議員
11番 楠木園 洋 一 議員	12番 宮之脇 金次郎 議員
13番 柏 木 幸 平 議員	14番 久 保 道 夫 議員
16番 舟 倉 武 則 議員	18番 田 中 伸 一 議員
19番 柳 田 隆 男 議員	20番 山 崎 文 久 議員
21番 岩 元 涼 一 議員	22番 新 改 幸 一 議員
23番 中 尾 正 男 議員	24番 東 哲 雄 議員
25番 川 口 憲 男 議員	26番 内之倉 成 功 議員
27番 木 下 賢 治 議員	28番 濱 田 等 議員

欠席議員（2名）

15番 別 府 静 春 議員	17番 日 高 政 勝 議員
----------------	----------------

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 和 気 純 治 君	議事係 長 福 田 澄 孝 君
議事係 主幹 原 田 健 二 君	議事係 主査 平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 井 上 章 三 君	教 育 長 福 満 隆 徳 君
助役（総務） 宮之脇 尚 美 君	教委総務課長 永 田 清 信 君
助役（経済） 山 下 彦 志 君	水道課長 楠木園 建 雄 君
鶴田総合支所長 長 福 節 治 君	建設課長 前 囿 義 広 君
薩摩総合支所長 山 口 正 展 君	耕地林業課長 脇黒丸 猛 君
健康増進課長 中 村 政 己 君	工事検査監 東 幸 治 君
福祉課長 日 高 昭 治 君	スポーツ振興室長 栗 野 明 男 君
すこやか長寿課長 小椎八重 廣樹 君	
税 務 課 長 下 市 真 義 君	
財 政 課 長 二階堂 清 一 君	
総 務 課 長 湯 下 吉 郎 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第 5 議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 8 陳情第1号 畜産政策・価格に関する陳情書
- 第 9 陳情第2号 日豪EPA交渉に関する陳情書

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

ただいまから、平成19年第1回さつま町議会臨時会を開会します

17番、日高政勝議員、15番、別府静春議員から、本日の会議に欠席する旨、また4番、新屋敷浩議員から途中退席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、18番、田中伸一議員及び20番、山崎文久議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

△日程第3 「議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。

「議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について」であります。これは、昨年7月の豪雨災害によりまして、災害を受けました町道大洞線に係る災害復旧工事請負契約を締結しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、建設課長の方から説明させていただきますので、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（前園 義広君）

それでは、議案第1号につきまして、内容の説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第1号について、質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

2、3伺いたいと思いますが、指名競争入札ということですが、何社を指名されたのか。

それから、契約金額が約6,000万円となっていますけれども、予定価格と落札率を一応お伺いしておきたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

まず、はじめの指名競争入札に参加した業者の数ではありますが、19社であります。

契約金額の入札率でございますが、約99％でございます。

○麥田 博稔議員

19社、これは、数は多いと思うんですが、やはり契約金額が99％というのは。

先般の議会の時にもちょっと話をしたんですが、やはり世の中の流れっていうんですか、現在のあれにおきますと非常に高い方だと。95％以上は、談合のおそれがあるとかという話があるわけです。

町長にここでお伺いしたいんですが、やはり指名競争も大事です。結局その地元の企業にして、地元でお金が落ちるといことも大事ですが、これだけいろんな問題が出てきますと、やはり一般競争入札というようなことも考える必要があるのかなと思うんです。

その辺の基本的な考えを、町長の今後の来年度に向けての考えを伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今、議員の方からご指摘がありましたように、こういう工事の入札に関しましては、今までの考え方としては、できるだけ地元の業者にとってもらいたい、という気持ちはあったわけがありますけれども、これだけいろいろ談合問題とか、いろいろと言われる時代になっています。

今、国の方からも、もう全国を一般競争入札化するべきだというような一つの動きが出ております。そこらの動きを見ながら、こちらの方も早晩そういうふうなせざるを得ない情勢になるんじゃないのかなと思っております。

そのことが、地元の業界、あるいは地域の活性化に逆行する面もあるかもしれませんけれども、これはもう時代の流れと言わざるを得ないのではないかと、思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

今の町長の答弁で私も納得はいたします。

専門的なことで、建設課長にお伺いしたいんですが、先般の勉強会とか、いろんなところで総合評価方式というようなことを言われましたけれども、非常に私は個人的には難しいと思うんです。

と言うのは、最低価格入札ではなくて、この上位で入札しても環境に配慮するとか、技術力

があるとか、いろんなことを言われています。そうなってくると、その判定をするのが非常に難しいと。

もし、A社、B社、C社、3社が入ってC社がその技術力とか、いろんなことで総合判定で落とされたとすると、その次の時に、A社とC社と残った時に、前回で落ちたC社は技術力がなくて不適當だと言われた会社は、次もまた受けられないんじゃないかなと。

だから、その判定の仕方が、本当に難しいと思うんです。

県とか国もなんかその辺をするようなことですが、町としては基本的な考えを、このいろんな勉強会等を通じて、どのようにお考えなのかをお伺いしておきたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

私が判っている範囲で。総合評価方式につきましては、工事検査監の方でいろいろとやっているんですが、この前、土木事務所との研修会等もありまして、私もその時にも次長にいろいろ聞いたんですが、今回土木事務所としましては、504号の地域高規格道路の泊野道路に一部採用してやりたいというような話がございます。

それについては、非常に時間も相当かかったと、それまでの経緯が。ですので、町が簡単にこれを入れるとなりますと、非常に大きな問題があると。

今言われましたように、1番と2番が例えばありまして、逆に1番低い人より2番目の人が上がってくる可能性が非常に多いわけです。

それにつきましては、技術力とか、いろんなものを総合的に判断してされるわけですので、そこに行くまでには、もうちょっと時間がかかるのではないかと、というふうに思っているところなんです。

○工事検査監（東 幸治君）

ただいまの総合評価方式につきましては、総合評価技術委員会等の学識経験者2名以上からなる委員会等を組織しながら、そこでいろいろ審議等をやりながら、適正かどうかの判断をやっていく、というような格好になると思います。

今、麥田議員の方から言われましたように、各業者持ち点100点ずつ全部与えて、それで技術力、それからボランティアの経験とか、今までの実績等をその度合いによって点数を加味しながら、業者の持ち点というのが出てくるわけです。

その業者の持ち点を、応札した金額で割ってあげる。そうすると、落札金額というのが出てくるわけですが、それが一番下位の業者が取るというふうにはならんわけです。当然2番目ぐらいの人が、総合点数が多いところが少なくなるわけですから、そこが落札決定というふうな格好になる可能性もあるわけです。

ただいま建設課長の方から話がありましたように、これをやるとなると2ヶ月から3ヶ月ぐらい決定するまでかかるわけです。相当な日数等がかかるわけで、小さな市町村においては、それだけの専門の事務方がいないものですから、はたして導入するのが適当かどうかということも考えられます。

それで、一般競争入札なんですけれども、先程町長の方でも言われましたように、地域限定の方式のそんな感じの方が、なじむのかなということもあるんですが。

どっちにしろ、国、県、それから今電子入札をやっております、49市町村のうち45が参画しておりますから、そこらと歩調を合わせながら、今後のさつま町としての入札制度を考えていきたい、環境が整った段階で実施をしていきたいというふうに考えております。

○平田 昇議員

先程の麥田議員の質問と関連いたしまして、町長に確認しておきたい。国は、地方自治体が

発注する公共事業には、一般競争入札を導入する方針を出し、県もその方針をくみとっている。

町長は、先にやむを得ないというような言い方でありましたが、こういう消極的な姿勢ではいけないんだ。さつま町の町長として、また県の町村会の会長という立場から、この一般競争入札についての見解と、これからの取り組みについての方針をお聞きしたい。

中には、厳正な工事がなされているかを監視する委員会ということ等も考えられるわけですから、そういった問題にどう取り組んでいくと考えておられるか、お聞きしておきたい。

自分の考えを言って下さい。町長で良い。

○町長（井上 章三君）

経済情勢が、特に地方においては厳しい状況の中にあります。全体としては、景気は上向きの傾向があると言われながらも、地方においてはなかなかまだ厳しいと。

そういう中で、各地方を支えている企業、会社関係が、元気で頑張ってくことを基本的に私は望んでいるわけですが、昨今、その公共工事の入札ということに対しては、先程からありますように、非常に厳しい目が向けられております。

それで、やはり公正に入札が行われる、そして疑惑をまねかないという形で入札が行われるということは、これは大切なことであります。

そしてまた、そういうことに非常に興味も高くなっているわけですから、そういうところで我が町においても、しっかりとした取り組みをしていかなきゃいけない、というふうに思っているわけであります。

国の方で今そこらに対して、いろいろと検討がなされているということでもありますし、大きな工事の発注、それから小さな工事の発注、そこらにおいて一律に単にそういうふうに決めていくかどうかという問題もまだ残っております。

そこらを我が町としては、どの規模のものに対してそういうものを導入するのか、全部を導入するのか、そこに対してもやはりもっと検討をしながら取り組んでいって良いんじゃないか、というふうに思っております。

いずれにしても、この入札に対する公正さというのは、しっかりと守られるような努力はしなきゃいけない、と思っているところであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

建設課長に、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、この横断図を見ても、法面的にも、それからこの法面の長さ的にも相当距離があるわけですが、最初崩れた原因が、7月22日の豪雨災害の雨ということではあるんですが、ここの土質的に、いろんなところの法面が崩れているところを見ると、中途から崩れたり、あるいは上から全部崩れたりというところがあるんです。

この地点における土質の調査とか、あるいは今回この工事をする中で、まずないとは言えないと思うんですけども、ほぼ安定と言えるような工法なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまの質問であります、横断図の方で見て頂ければ判るわけですが、この右側の方にナンバー2、ナンバー3ということで、これは土質試験を現地で行った結果でございます。

これに基づきまして、横断図の中にアンカー定着ラインということで点線をずっと打ってあ

るわけですが、ここよっか奥の方にこの永久アンカーが入っていけば安全ということで、国の査定を受けているところでございます。

ですので、この永久アンカー工法を3段に分けて一応現地の方ではやるわけですが、今ここに3つ引いてありますけど、この1つの並びに13ヶ所ずつアンカーが入るようになっております。

合わせまして、39ヶ所、このアンカーが入るということですので、これで安定させるということで考えているところです。

○川口 憲男議員

岩盤のところまでアンカーを打ち込むから、将来性においては安心ということなんですが、いろんなところの法面工事を見えますと、そのところで例えば、この中間の小段排水の下の方から崩れているところが多いとか、そういうのが非常に見受けられるんです。

こういうところについては、このアンカーの打ち込むところで岩盤であるから安心ということなんですけれども、上の面はどういう地盤なのか、あるいはその出水の状況で上部に降った時に、地中にしみこんでそれがどの辺で流れてくるかということも出てくるんです。

やっぱし、いろんなところの法面の工事をしているところをみると、非常にそういうところが多い感じがするんです。

課長の判断でそこは、安心という判断を下されているということなんですが、2、3度災害がくるような、こういうところは可能性があるんです。

そういうところの考えというか、その現場のボーリングとか、いろんなことをされての結果だと思うんですが、再度確認します。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまありましように、地質もいろいろありまして、そういうことでボーリング等の調査をしてこういう結果になっております。

先程ありました小段排水路につきましては、これは用水路になっておりまして、用水路占用の小段でございます。

ですので、ここら辺からの水の漏れとか、そういうのはないように、現地の方で十分対応していきたいというふうに思っております。

どうしても一番良い方法ということで、このアンカー工法を県の方や国の方といろいろ協議をしまして、この工法になっておりますので、金額的にも上がったということでございます。

先程説明しました504号の白川田工務店の手前の左側のところについても、このアンカー工法については、だいたい同じような工法です。

このほかに、この上と下の方に現場打ちの法枠をしまして、中の方には吹付けをするというような格好でしておりますので、私たちとしましては、これで安全というふうに考えているところでございます。

○川口 憲男議員

もう1点、契約金額が相当大的な金額ですが、それと比較しまして工期が3月31日までという期間です。

この工法的なものを見ても、この期間で十分なのか、延長ありきで契約されているのか、伺いたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

言われますように、工期については年度ということで3月31日でしておりますが、3月議会の中で、工期の延長につきましては、また議会の方をお願いをしたい、というふうに考えて

おります。

工期からいきますと、だいたい7月の後半から8月の初めくらいということで考えておりますので、工期的にはそういうことで、再度議会の方をお願いしたい、というふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。ただいまの議案第1号は、可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号 18災1712号大洞線道路災害復旧工事請負契約の締結について」は、可決されました。

△日程第4 「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第5 「議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第6 「議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」、日程第7 「議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第4 「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」から日程第7 「議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」まで、以上の議案4件を一括議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

まず、「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてであります。これについては、財政調整基金費に要する経費及び減債基金費、保育所運営費、道路橋りょう河川災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億9,867万2,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」に

ついてであります。今回の補正は、一般会計繰出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億999万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,768万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」についてあります。今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において138万4,000円を追加し、収益的支出の合計を1億5,678万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出の経費を補正しようとするものであります。収益的支出において111万1,000円を減額し、収益的支出の合計を2億8,857万3,000円にしようとするものであります。

以上、4件の内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂 清一君）

「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園 建雄君）

「議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」について、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案4件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第5号までの議案4件については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから、順番に質疑を行います。

まず、議案第2号 について質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

11ページの財政調整基金についてお伺いしますが、昨年の10月末で9億8,000万ぐらいい残っていると。そして、減債が1億4,000万ぐらい。

今度こうして積まれますと12億ぐらいいに、だけど19年度にどれくらい取り崩して、19年度予算をまだ審議というか、全然私たちは知らないわけですがけれども、どのようなあれ

になっているのか、その辺をお知らせ願いたいというふうに思います。

それから、町民センター関係ですけれども、294万ということで出ていますが、旧鶴田町で前の議会の時には私も質問しましたが、いろいろと事情があったということで、この金額で当事者は納得をされたのか。

3月末まで契約していて、途中で止めるというようなことになって、いろんなやっぱり生活設計とかあったと思うんですけれども、その辺を当事者も納得されているのか、その辺の経過もお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、その上に母子センターがあるわけですが、前の議会の時にもちょっといろいろ話が出たんですが、補助金をもらっている関係で取り壊しができない、というような話も出ていますけれども、今後どのようにされるつもりなのか。

それから、このつるだ荘に関連しましては、歳入の方でも保険が7,500万くらい出たというようなことです。これは、町長もいろんな話では町村会長として、いろいろ努力をされた結果でこういうことができた、という話をいろいろ聞くわけです。

今後、つるだ荘を廃止にしても取り壊しとか、いろんなことが出てくるんですが、その辺の計画があれば、それから予算的にどれくらいを見積っておられるのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

それから、31ページ、公園費で軽トラックを買うと言うような話があったんですけれども、4月から所管が変わるというような話もお聞きしているんですけれども、いろいろと財政をつめていく中で、車の台数というのが、やっぱり軽トラックを本当に新しく買わなければいけなかったのか、旧3町でいろいろと軽トラックとかいろいろあるわけですが、その辺のやり回しがきかなかったのか、その辺をお伺いしたい。

それから、この前の災害の後でだったと思うんですけれども、非常にその公用車が汚れているんです。私の車も汚れていますから、あまり大きな声で言えんのですけれども、落書きもありました。「汚れてるから乗った人は洗え」とか書いてありました。

これは誰が書いたのかと思うんですけれども、あの公用車の軽トラックのものすごく汚れているところの前の部分に、きれいに公用車はしなさい、というようなことで書いてありましたけれども、ある程度公用車もきれいにして乗り回さないと、手入れなんかしないと、非常に困ると思うんです。

誰が乗るか判らなくて、管財の方で一括管理されている車というものもあるようですけれども、担当課で持っている車も、くどくなりますけれども、手入れとか誰が乗るか判らないけれども、さつま町の車として町内を走るわけですから、その辺はきれいに洗って欲しいというもの、その辺の常識的な考えもお伺いしておきたいというふうに思います。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

私の方から母子センターの関係と、それからつるだ荘の今後の解体等の見込みということでお答えを申し上げます。つるだ荘の解体等につきましては、実際昨年の水害を受けまして、実質使えない状況にあるということと、先の議会でもいろいろ指摘がございました。耐震性の問題等もございまして、今回閉館ということで12月議会をお願いをいたしたところでございます。

母子センターにつきましては現在、休止状態ということでございまして、非常に被害等で建物等が傷んでおりまして、そういう意味で現在休止状態にあるわけですが、今後適当な時期をみて解体ということも検討するというので、内部では協議いたしているところでございます。

ただ、非常に川に近接いたしておりまして、出水期等の状況、時期を考えながら、予算も提

案していきたいというふうに考えております。

実際には、母子センター、つるだ荘を含めると、やはり3,000万を超えるような解体費というようなことでございます。つるだ荘につきましては、非常にこう建物も大きいわけでございます、その解体をする時の分別作業というのが、母子センターを先行して解体しないと作業場がないというようなこともあるようでございます。

当然、補助金等の返納ということも生じるわけでございますが、そういう部分につきましては、やはり使用されていない建物ということで、そこら辺で県と協議行いながら、今後適当な時期に検討させて頂きたいと考えているところでございます。

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

補償の額について本人が納得されたのかという件でございますが、被災後、何度となく話し合いを進めてきておりまして、最終的には2月9日の日に、本人も気持ちよく納得されたと思っております。

○財政課長（二階堂 清一君）

財政調整基金の現在額の話であります、17年度の歳計剰余金の2分の1を下らない額ということで2億8,000万円財調の方へ繰り入れまして、現在は8億1,400万ぐらいになっておりますが、今回3億積みますと11億1,400万円というふうになりまして、18年度末が11億1,400万円で決算されるということになります。

問題は、19年度当初予算でこの内いくらの財調取り崩しをみるかということになっていきますが、今調整を急いでおりますけれども、6億8,000万ぐらいはというふうに考えております。

3兆円の税源移譲と、それから新型交付税の関係で一般財源総量というのが、非常に把握が難しい時期にきておりまして、确实なところは財調でお願いして、その後確実に一般財源総量がまた見込まれるようだったら、少しずつでも積み戻しをしていきたい、というふうに考えております。

減債基金につきましては、1億円今回積みますが、これもこういった時期ですので、もう来年早速1億円取り崩して使わざるを得ないのかな、というふうに考えております。

公用車の有効利用の話であります、確かに昨年の3月議会でも出ておりますが、清掃につきましては、月一回庁舎の清掃日というのを決めておりますので、これとあわせまして公用車の方もぜひお願いしと言っております。

それから、全部含めて150台を超える公用車を保有しているわけですが、パソコン上で管理しておりまして、グループ化というのも図っております。ただ何分、災害復旧事業とかそういったものを引きずっておりますので、なかなかこのグループ化がうまくいかないところであります。今後は、努力していきたいというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

財調が3億積んで11億4,000万、そして19年度今のところ、取り崩すと6億8,000万取り崩すということで、そうなりますと5億を切るわけです。19年度は、どのようになってくるかわかりませんが、

ここで、町長にお伺いしたいんですが、やはり20年度は、このまま6億8,000万だと必然的に予算が組めないのではないかと、極端に言うと。

19年度やって、ある程度残った部分を半分積み残せば、まだいくらか何とかかなるというようなことになりますけれども、やはり新聞等でも今日も載っていますけれども、人件費とか、いろんなことに取り組んでいかないといけないというふうに思うんです。

19年度編成にあたって、現在町長がどのような考えで指示されて取りまとめようとしているのか。3月議会も5日から始まるんですが、基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

19年度予算については、近日中にこれはお知らせするわけですので、それを見て頂きたいと思いますが、19年度は償還のピークの年になること、それから実質公債費比率が非常に高い町になっているために、公債費負担適正化計画を策定しなきゃいけない、ということになっておりますから、財政的に行き詰まらないような、組めないようなことのないような、財政運営をしなきゃいけないということを、これをもう大前提として、予算編成に取り組んだところであります。

そのために、起債額に対して制限をかけてある期間いかないと、事業を今まで通り合併の当初計画した通りでいくと、これはもうパンクしてしまうということで、起債事業に対して、ある程度制限をかけて、その分先送りをある程度しながら、そここのところを乗り越えていくと。

この数年をそうして頑張っていけば、だいぶ楽になっていくということが見えておりますので、そういうことで予算編成に対しても取り組んだところでございます。

人件費の削減に対しましても、これをどこまで切り込めるかということについても、いろいろと検討いたしました。18年度でも取り組んだわけですが、さらに厳しくみながら、そこらのところに対しても努力をしてきたつもりでありますので、またそこらのところは内容が出て参りましたら見て頂きたいと思います。

○麥田 博稔議員

相当な覚悟で19年度取り組まれているんだろうとは思いますが、45ページの町債の償還の残を見ても、18年度非常にこの思わぬ災害とかあって、膨らんできているんです。

最初は、130何億で済んだ予算が、180何億まで膨らんで。激甚とかいろんなことで、災害救助法とかで、いろいろみてもらっている部分もありますけれども、今後を考えた時に大変なあれだと。

それから、私たちも合併してようやくなんとか切りつめてでもやろうかという時に、こういう災害があったわけですが、いつも繰り返し言いますが、合併の時の話し合いの基本となった財政ベースがこれだけ狂ってくれば、町民の方にも理解してもらわなければいけないと。だからその努力をしないと。

いろんなところで聞くわけですよ。「水道はよかふなったどんかん。うちの方は高くなったとか、いろいろ言われますけれども。全体でできたのは水道だけで、後は全部悪くなっている」と。

ただこれは、財政事情とか、国の動きとか、一般の住民の方には、失礼な言い方ですけど判らない部分が多いと。

ですから、いろいろな意見をまとめる時に町政懇談会をまわりましたが、19年度予算を編成した時点で、各地域で財政状況とか、合併後のいろんな動きを、何名きて下さるかわかりませんが、そういう座談会を開いて町民の方に理解してもらう。

この努力をしないと、新しい2万5,000人の町をどのようにして作っていくのか、という基本的な構想を、合併の時に話したのと大きくずれてきたということを理解してもらうために、そういう座談会みたいなことをして頂きたいと思うんです。

町長は、その辺の考えをどのように思いなのか。町長のところにもいろいろ言ってくる人がいると思うんです。私たち議員にもいろんな話を酒間の中で聞かされるものですから、「いけ

んなっちゃうとよ」と言われますので。

やはりその辺を町長に、19年度予算の時に聞けば良かったですが、今予算編成にあたって、どのように基本的にお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

国も県も町も非常に財政状況が厳しくなっている中を越えなきゃいけない、ということでもありますので予算編成においては、合併当時からすれば相当変化してきている面がございます。

それで、19年度予算を踏まえながら、旧町ごとの地域審議会を近いうちに開くように計画しております。

そういう中で、とりあえず理解をもとめたり、いろいろと意見交換をしながら、またさらに各地域に対しては、今後そういうことも視野に入れて考えたいと思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

私は、先程のつるだ荘の件で質問いたします。まず、どうしてその管理受託者であった方が、昨年の豪雨による災害で損失した私的財産の代価として、294万9,000円の補償を要求される根拠となるものを示して頂きたい。町が、その要求に応えなければならない理由は、何であるのか。

例えば、鶴田町時代に受託者を取り交わした約定書、協定を議会はこれを承認している、というものがあれば私は承知しますが、そういうもの、何を根拠にしているのか、それを示して頂きたい。

○町長（井上 章三君）

つるだ荘を受託して頂いておりました方につきましては、旧町の頃から受託者がなかなかこの厳しい状況の中をお願いして、取り組んで頂いたという経緯が過去にあります。

その点においては、議会も一緒になって相談をしてお願いをして、ほかの計画を持っておられる中をあえてそれに取り組んで頂くというようなことで出発をしてきた、という経緯がございます。

その後、本当に一生懸命にこのつるだ荘の運営というものに対して取り組んで頂きながら、必要に応じて備品を老朽化もするわけでありまして、必要な状況の中で備品の購入もして来られたわけでありまして。

それに対して、先程話がありましたように、判る範囲で備品の購入の内容を上げてもらいましたが、以前のものは判らないものも相当あったということを聞いております。

この補償という問題に対してどの程度考えるべきか、ということに関しましては、弁護士の方にも相談をして確認をしたわけでありまして、こういう災害の状況、そして今までの経緯を踏まえて、ある程度の補償をすべきであるということをご指導も頂いたところであります。

それで、判る範囲での今までの備品購入というものを領収書などを出して頂いて、そしてその残存価格を算出して積み上げたものが、先程の金額になっているということでもあります。

本人の気持ちとしては、それ以外にも当然たくさんのが過去にはありますし、また今回の合併後の指定管理者ということでの取り組みにおいても、相当の決意をもって取り組んでおられた中での被災ということでありましたから、生活設計も相当狂ったということもありました。

しかしそういうことは、いろいろと思いはあられたわけでありましてけれども、この備

品購入の判る範囲内でのものに対する残存価格を算定してその分で補償する、ということでもって理解をして頂いたわけでありまして、決してこれで本人にとっては十分ではない、という気持ちはあったろうと思いますけれども、根拠の判る範囲ではっきりさせるべきだということを前提として、このような積み上げになって今回の提案になったということでございます。

○平田 昇議員

少々は、ある程度はやむを得ないんだ、と言った弁護士の名前を教えてください。

それとこういった権威、オーソリティを持ち出して、税理士とか、弁護士とかという言葉借りて、こういう形で行政を進めていく。これが正しいと思うのか。どうですか。

しっかりした約定書を提示できないじゃないですか。根拠たるものを。

町長に答弁を要求します。

○町長（井上 章三君）

弁護士は、町村会の顧問弁護士ではありますが、助役の方で相談に行ってきた頂いておりますから、助役の方から説明をさせたいということでもあります。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

通常こういう実例というのは、なかなかないわけでございます。弁護士については、町村会の顧問弁護士でございまして、和田弁護士事務所の石走弁護士でございます。

いわゆる契約というのが、非常に難しい部分がございまして、今回指定管理者で鶴田振興協会と契約を締結して、実質的に上大迫さんがこれを受けて運営をされていたという状況であります。

やはり、その補償制度というのが、通常のそのいわゆる財産の目的の変更とか、あるいは行政の都合によって閉館、あるいは土地等の立ち退きを行う場合は、当然補償費というのは生じて参ります。

これは、建物補償も含めてそうではありますが、今回の場合は、建物が町所有のものでありますから、そういう本人が管理運営のため必要な備品について、先程の町長が申し上げました管理備品等についての残存価格を補償させて頂く。それについては、必要な確認のできる範囲で補償させて頂くということでございます。

これは、自治法上の取り扱いでも問題はありませなし、司法上でもなんら問題はないと、いわゆる町の都合によって今回閉館をするということでもありますので、ここらについてはご理解頂きたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

平田議員の質問と若干重複するかもしれませんが、収入の中に保険金といいますか、共済金が入っておるわけですが、これは建物だけなのか、備品等も入った金額なのかお尋ねいたします。

それと、17ページの民生費の中の介護保険対策費の後期高齢者医療制度に伴うシステム改修業務とありますが、この中身についてどういうものかお尋ねいたします。

それと、介護保険だけからの支出でよいのか、老人保健医療からこういうシステム変更というのではないものかどうかお尋ねいたします。

それと、先程ありました車両の関係ですけれども、車両を電算で管理しているということですが、稼働率がどれぐらいあるものか。例えば、水害等で短期に1年とか半年だけ使うのであれば、リース等は考えられなかったものかお尋ねいたします。

○財政課長（二階堂 清一君）

つるだ荘に関わります共済金の額の算定基礎の話であります、建築が42年ということでありまして、39年経過しておりまして建物の償還が80年ということで、その残存をみてあります。

ですが、今回の場合は、非常に特殊ということで、再建築費というものを出しまして、共済金を頂いたわけでありまして、今残っている物件に対しての備品がいくら、それから建物の残存がいくらという話ではないわけでありまして、全く違った形で7,510万5,000円という、こういう金額を頂いておりますので、再建築費が1億5,021万円ということで、この50が共済金としてきたところであります、

それから、公用車の稼働日数の話であります、私たちも全体的な公用車の管理ということでいろいろやっておりますが、最近の公用車の利用の仕方といいますのは、昼間はもういなくなると、ほとんど満勤状態で動いております。

これだけ合併しまして、行政の守備範囲が広くなれば、そういったことになると思っておりますが、公用車がなければ私有車ということをお願いすることになるわけですが、私有車でも非常に不便なところ、危険を伴うところ、災害の関係が主であります、そういったことになりますと、どうしても公用車に頼らざるを得ないという実状もあります。

今の段階では、リース物件の自動車というものが、1台おりまして、リース期間がきれますので、当初予算でそれを買戻すというふうにしておりますが、今後はそういったものも含めて、考えていきたいというふうに表おります

○すこやか長寿課長（小椎八重 廣樹君）

ご質問の民生費の中の介護保険対策費の委託料の関係でございます。後期高齢者医療制度に伴うシステム改修業務事業であります、これは介護保険、国民健康保険後期高齢者における保険税の特別徴収のシステム導入ということでございます。

簡単に申し上げますと、年金保険者の方から市町村の方へ、調整中ではありますが国保中央会又は国保連合会を通じて市町村へ通知が参ります。65歳以上、特別徴収対象の年金を受給している者の情報が流れて参ります。

それから、受け入れた段階で老人保健、国保特会、介護保険、後期高齢者の情報等の分配をします。

特に、保険料の場合が合算になりまして、特別徴収対象年金額の2分の1を超えないかどうかを確認する。介護保険とか、後期高齢者の保険料ですが、その額が2分の1を超える場合は、介護保険のみが特別徴収の対象になるとか、そういうものが事務的になって参ります。

そういう年金保険者から情報を頂きまして、市町村の方でそういう情報の分配をするという形のもののシステム導入でございます。

それから、介護保険におきましては、さらに高額医療と高額介護の合算の療養費制度のシステムも一緒に導入するという形で行うものであります。

それから、老人特会や国民健康保険には、これはないかということでございましたが、国・県の流れの中で、今回の私どもの分は介護保険事業費の補助事業になるわけですが、この分につきましては、19年度予定していたものを18年度の補助の追加分として実施をする、ということで流れてきておりまして、あとの国民健康保険、老人保健については、19年度で新規に導入することになっているようでございます。

○平八重 光輝議員

補償の関係は、水害にあつて駄目になったものというふうに理解すればよいのか、それとも

現物はまだあるんだけど、そこで長年使用したからその補償費というふうに理解するものなのか。

この7, 500万円を私はなぜ聞いたかと言いますと、この中にその水害等でもう廃棄しなければならないようなものが、その補償分が含まれとって共済金が出たのであれば、そういう名目では出せないかな、という考えもあったものですからお尋ねしたんですが。

実際使えなくなったものを補償されるのか、あるいは現物はあるんだけど、長年使って古くなったから補償するんですよ、というものなのかお尋ねします。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

今回の指定管理者制度に伴います相手方への補償の関係につきましては、保険金とは直接関係はないわけですが、今回の水害によって建物が使用できなくなったと、通常はこれを復旧するのが前提であるわけでありますが、諸事情によりましてどうしても復旧がもう多額に上るといようなこともございまして、今回は閉館せざるを得なかったと。

こちらの都合によって、閉館については、町の考え方によって閉館させて頂くということになるわけです。相手方は、当然継続を希望されたわけですが、非常に多額の費用を投じて水害以前の状態に返すのは、町としても多額の投資が必要だということで、これはあきらめざるを得ないということでご理解を頂いて、今回備品等につきましては、補償させて頂くということでございます。

従いまして、建物とか、あるいは水害で損害を被った部分についての補償というのではございませんので、これまで管理運営で必要な部分について、通常町の方で買うべきものもあったようでございますが、そういう部分について、本人がそれぞれ購入されながら運営をされてきておりますので、それら本人の購入分について、残存価格でもって補償させて頂くということでございます。

○町長（井上 章三君）

今回のつるだ荘の被災に対する補償の相談をした際におきましては、つるだ荘は災害によってもう使えなくなったと、泉源はありますが温泉機能が使えなくなったということを前提としながら、全壊という判断をして頂いて、こういうような共済金ができるようになったということでもあります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

今、つるだ荘の問題がでておりますけれども、助役の話の中に解体等のことについては、適当な時期ということがありました。

つるだ荘にとりましては、42年構築されまして地元にも相当威厳があったわけですが、その間、泉源の問題、いろんな問題で地域の住民の方々も苦慮されたところもあるわけです。

今後、母子センター、あるいは駐車場、それとつるだ荘の問題、これは後々に残るわけですが、指定管理者等にはいろいろ説明等がなされているわけですが、町長は、地域の住民の方々に、こういう公的な施設がなくなることで、何らかの説明責任があるではないかと思うんですが、そこあたりはどう考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この災害を踏まえて、今整理をしつつあるわけですが、ここらのはっきりとした段階で地域の方々には説明をしたいと思っております。

○川口 憲男議員

整理をつけて説明をしたいということですけど、それは早急にして頂きたいと要望するんですが、つるだ荘の今の指定管理者、それから受託者、早急にもう去られるということで、地域的にも不安を感じられているところが多いわけです。

その中で、将来的にはどうしていくんだということは、地域として非常に考えているし、また一番苦慮していることです。

ですから、いつになるか判らない状況でもありますけれども、途中経過でも良いので早急な説明が必要と思うんですが、どう考えますか。

○町長（井上 章三君）

指定管理の形は、既に切れた形になっているわけですが、今回の受託者との関係での清算が、この臨時議会等を通じてはっきりして整理がつくということを踏まえて、説明会というのは考えたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「議長、4回目ですけれども、だめですか」と言う声あり〕

○議長（濱田 等議員）

3回となっていますので、一つよろしくをお願いします。木下賢治議員。

○木下 賢治議員

23ページ、農地費のため池のことについてなんですけれども、委託料の計画策定と地質調査、あわせて450万程度なんですけど、この内容についてお尋ねします。計画策定というだけでの360万、これは設計が入っているものなのかということを尋ねます。

それと聞くとところによると、耕作が1年間か2年間できないという話なんですけど、そこら辺の受益者との話し合いがうまくいっているのか、できれば冬場に工事をして、夏場は利用できるようにすることをすれば耕作ができると思うんですが、そこ辺の検討の過程を説明頂きたいと思えます。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

23ページの農地費の関係でございます。委託料のため池の計画策定、それから地質調査の関係でございますが、場所につきましては湯田の古塘池（ふるともいけ）でございます。農免道沿いにあるんですが、湯田側からいきますと右側の方にあります。

計画期間としましては、本年度計画書を作成しまして、来年度事業採択に向けてのヒアリングを行っていくことで考えております。

工事期間としましては、3年目ぐらいから2年ないし3年ぐらいかかるだろうということで、全体で計画書作成から5年から6年かかるだろうと考えております。

全体の事業費としましては、1億5000万から約2億ぐらいはかかるんじゃないかな、というふうに考えております。

この計画書の策定の関係でございますが、計画概要書、それから工法的な関係、それと事業費の概算の積算まで含めてあります。実質的ににつきましては、来年度に多分採択になると思いますので、その後平成21年度ぐらいに実施設計、工事着工の方に入りたいと考えております。

あと、水田の関係ですが、これにつきましては受益者の役員会も開いてもらいまして、その中で平成8年ぐらいにも一度、ため池を整備したいということであつたんですが、どうしても耕作したいという意向があつたみたいで、それから10年間ぐらい今までそのままの状態になっていたんですが、去年10月に説明会をいたしまして、どうしてもため池ということになりましたが、あそこが約85メートルの堤体部があるわけなんですけど、それを全部ボーリングし

て壊すような形にしまして、それを補修するという形になりますので、どうしても2年間ぐら
いは用水は確保できません。

そのようなことから、受益者間の中でも2年間はもう耕作はできない、ということでご理解
を頂いたところでございます。

○木下 賢治議員

説明で判るんですけども、こういう計画策定をする場合、当然業者の入札をされるわけ
ですよね。そこ辺が私なんか素人なんですけれども、360万という数字を出した根拠はどうい
う判断をされたのかということと、受益者が良いと言われればそれで申し上げることはないわ
けですけども、同じ農業人として長年の間、耕作できないことに対していかがなものか、と
思ったもんですから質問したわけです。

役員の皆さんはでしょうけれども、今度は耕作者全般の皆さん方の理解を、どのようにされ
るものか聞いていच्छゃれば。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね11時5分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

ため池の計画の積算の基準であります、これにつきましては、ため池の計画設計の歩掛り
がございまして、それを基準に積算をしております。

それから、水田の関係でございますけれども、地元の受益者からの要望書も参っておりまし
て、それに基づきまして、今回このようなことで計画の策定をするということでございます。
受益者の理解も得ているということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

予算書の11ページ、2款5目の交通安全防災費で、交通安全協会の補助が26万円ほど出
ているようですが、この額が多いのか、少ないのかちょっと判断ができないのですが、この
26万円という算定根拠について伺います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

交通安全のこの補助金につきましては、18年度の予算要求の段階から一律10%カットと
いうことでしてございましたが、この補助金については、高齢者のメリット製の助成というこ
とできておりました。

そうした中で、この団体等と協議をする課程の中で、これを見直そうということで担当者も
考えておりましたけれども、その団体等の協議が十分でないままに予算措置をしまして、結局
10%の削減の金額というものの以上の減額をしておりました。今回この部分につきまして補正
をするというものでございまして、大変私の責任ということで申し訳ないところでございまし
て、今後におきましては、この団体とよく協議をしながら助成のあり方、そして事業のあり方

を進めていきたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

交通安全協会につきましては、時々県内あちこち不明瞭な会計支出というものが問題となってきたのが新聞等でも目にするわけですが、当地域につきましては、そういうこともないようで良いことだと思っているわけですが、ここあたりの決算の報告とか、監査の報告とか、そういうものが定期的になされているのか。

それと最近におきまして、交通安全協会費の納入につきましては、免許更新時に納めているというか、一般には納めているというより取られているという感覚でいる方も多いようで、最近では加入されない方もかなりあるというような話も聞くわけですが、そこあたりの実態については報告があるのか。加入率がどのようになっているのか。資料があったら答弁願いたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

交通安全協会につきましては、警察署の方に事務局がありまして、毎年総会もしくは理事会等をしてながら運営をされております。そうして中で、会費の納入の状況というのは、資料を持ち合わせておりませんけれども、良好な運営をされていると思っております。

また、事故につきましても、このようなメリット制を町が助成することによりまして、交通事故の件数というのも、前年比で65件ほどの交通事故の減少であるというようなことで、警察所管内一丸となって努力をされておりますので、経理及び活動につきましても、非常にすばらしい活動をされていると、県内でも優秀な活動をされている警察署であると思っております。

○中尾 正男議員

加入率につきましては、私が聞く範囲で何人か協会に加入しなくても、任意団体ですから、また強制力はないですから、そういう方も増えているんじゃないかと思うんです。

ですから、加入率の報告を頂いて加入促進を。交通安全協会につきましては、地域のいろいろな交通の問題について、いろいろ協力頂いて本当にありがたい団体だと思っているわけで、これを入らんでも良いという、風潮がまた出てくれば、非常に困ることになります。

そこあたりを把握されて、そして努力もされるような要請をしていくべきだと思いますから、そういう方向で要請頂ければと考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。米丸議員。

○米丸 文武議員

7ページの歳入で、1款、町税、2目の法人税の調定見込額を1億534万円計上されているわけですが、法人税の額から比較しましても、30万円ぐらいの金額がここでポンと上がってきているんですが、これについてその根拠をご説明頂きたいというふうに思います。

○税務課長（下市 真義君）

今回、法人税の方を増額補正ということで計上いたしたところでございますが、補正以前の額1億9,433万5,000円、この段階につきましては、平成16年度の実績の約80万円を見込ということで計上いたしたところでございます。

そこで、今回の補正の大きな要因といたしましては、製造業であります誘致企業の業績が堅調で大きな伸びを示したことによるものと思います。この1社のみで予算額2億9,900万円の約60万円を占めることになっております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。柳田議員。

○柳田 隆男議員

先程話題になりました16ページの町民センターに関連して、確認の意味でお尋ねしておきます。補償につきましては、かなり問題が残るような気がいたします。特に、この私的判断で購入されたものに補償するというのは、課題が残ると思いますが、今この指定管理をそれぞれ行っていくわけですが、そうした施設にも例えば、町の都合でこうして休止をせざるを得ない場合には、そうした場所にもこの補償をされていく考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

今回の補償の関係でございますが、ただいまありましたようにその他の指定管理者の中で、そういう備品等を購入された場合に補償するのかという問題でございます。

これについては、指定管理者の契約を当然行うわけでございますし、議会で議決して頂くわけでございますが、あくまでもその町が関与しない部分で本人の都合によって購入されたということもいろいろあるわけでございます。

今回の場合、やはりその内容をみますと施設管理に必要な備品ということで、それだけを上げさせて頂いたということでご理解頂きたいと思います。

本人の都合によって購入される部分については、本人の責任において引き取るなり、売却するなりやって頂く必要があるんだ、というふうに考えております。

当然その弁護士との協議の中で、管理運営に必要な備品ということを前提に、今回補償させて頂くということでございます。

○柳田 隆男議員

今回もそうした判断のもとに購入されたものだと私は理解しているんですが、尋ねるのは、今後もこうしたことで指定管理者が休止をせざるを得なくなるような、町の都合ですね。そうなった時は、補償を考えるのかというのを尋ねているところであります。

○助役（総務）（宮之脇 尚美君）

失礼いたしました。指定管理者の判断でもって町に協議のない備品については、これは補償できないというふうに考えております。

いわゆる施設に必要な備品ということについては、当然そういう修繕等については、20万ということを前提に、その超えた場合のその責任の所在というのは、契約の中にうたってあるわけですが、施設管理に必要でないもの、いわゆる指定管理者サイドだけで判断をされて購入されたものについては、対象としないというふうに考えているところでございます。

これは、指定管理者の方もご理解頂いているというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

39ページの体外式除細動器について伺いますが、入札だと思いますけれども、何社ぐらいで入札されるものなのか。

それと、町内ではそういう入札対象者があるものなのかどうかお伺いいたします。

○スポーツ振興室長（栗野 明男君）

このAED（体外式除細動器）につきましては、一応昨年購入いたしましたハートスタートFR型というものを考えているところでございます。

なぜかと言いますと、これにつきましては軽量で操作が簡単である。また、小さな子供まで対応ができる、というようなことで考えているところでございます。

業者につきましては、指名推薦委員会にかけて頂きまして、業者を決定するように考えております。

これにつきましては、町内で取り扱っているところがあるかは確認できていません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を、一応中止しておきます。

次は、議案第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も、一応中止しておきます。

次は、議案第4号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も、一応中止しておきます。

次は、議案第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました、議案第2号からただいまの議案第5号までの議案4件について、一括してほかに質疑はありませんか。

一括提案としておりますので、質疑は3回となっておりますから、ご協力をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは質疑を終わります。

これから順番に討論・採決を行います。まず、議案第2号について、討論はありませんか。

平田議員。

○平田 昇議員

私は、「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算(第9号)」を議決することに反対します。

第1の理由。補正予算に計上する294万9,000円の補正により、補償する義務はありません。

町の施設の管理を引き受けた人が、その施設を自分の住居、営業の場として活用するために所有する私財に損失をきたした時、町がこれを補償することを議会が認めた約定書はない。提出を求めても、それが出てこない。あるならやむを得ず私は認めざるを得ない。しかし、それはないので、本町が補償を負う義務はない。反対します。

第2に、今求められているのは公正な政治である。議会が、不公平な行政執行を認めてはならない。

考えて下さい。昨年7月22日、町は10時49分、ダムより22日午後2時頃から計画規模を超える放水操作の可能性があるとの情報を受け取った。それから、11分後の11時に虎居馬場、西町、西手、約308世帯にこの情報を伝えた。ダムから緊急通報を受けて、16分経って11時5分、防災無線放送で町内に避難所の開設、避難の通知がされたが、その時は、

すでに被災地では自宅に居残れない状況になっていた。

貴重な私財も持ち出せず、または2階に上げられず、命からがら逃げた人達が言われる。「あの時間は、1分、1秒がそれこそ貴重な時間だった。ダムから緊急通報が入ってから16分経った後でなく、もう少し、少しでも早く連絡があれば、あの貴重な品々を失わずにすんだのに」と、こうした貴重な財産を損失した世帯が、床下浸水を含めて1,000近くある。

このようにして、川内川の増水で自分の財産を失った人達と、町の施設の管理を引き受け、その施設を住居、営業の場とされていた方が、同じように川内川の洪水で自分の財産を損失された。誠に気の毒だが、置かれている立場は多くの被災者と何ら変わらない。この方が失われた財産を町の財源で償うのであれば、他の多くの被災者も同じ町の財源により償いを受けるのが公平な行政です。

それと先程申し上げた法的な根拠に基づかず、情に動かされて特定の人だけに財政措置をする。これは間違いである。法に基づかない不公平な償いをしようとする、この補正予算を認めることはできません。議員の皆さん、私と行動を共にして下さい。

○議長（濱田 等議員）

本案につきまして反対の討論がありましたので、次に、本案に賛成者の発言を許します。ありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

急なことで、意見もまとまっていないんですけれども、私もいろんなことで質問をしてきました。今、平田議員が言われたことも全く納得をするわけなんですけれども、この町民センターにつきましては、私も今まで条例とか、いろんなことで言ってきました。

旧鶴田町の方に申し訳ないんですけれども、やっぱり条例の整備とか、いろんな面で無理を管理者にさせたり、いろんなことをされています。

それで、平田議員が言われたように公平正大、それが本当の我々の議員の立場でありましょうけれども、やはり旧鶴田町によって町が管理購入すべきものも管理者が買ったり、いろいろやっているという話も聞いております。

また、したくないのもしてくれというようなことで、私としては、あび一館を作る時に整理すべきだったんじゃないか、というようなこともいろいろ言いましたけれども、やはりここで39年の幕を落とすと。

そして、指定管理者にする時に3月まではすると。そうすると、反対に20万以上ですか、これは町が責任を持って修理をする、というようなことも入っているわけです。その辺を保護にするという意味。

それから、廃止をするということになりますと、やはり大変な苦労もあつただろうし、それとまた町当局もいろいろと努力もされて、ここに約300万という金額で解決をしようということでもあります。

今後は、こういういろいろ町民から指摘を受けたり、議会からも指摘を受けるようなことがないようにして頂き、いろいろ問題はありますけれども、今度の補正予算を認めて頂きたい。言葉も足りないし、いろいろ皆様方にも不満な点もありましようけれども、ぜひこの補正予算をお認め頂きまして、成立させて頂きたいというふうに思います。

言葉足らずに理解は得られないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで討論を終わります。

これから採決します。「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。この採決は、起立採決によって行います。

お諮りします。本案に対する賛成の方の起立をもとめます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 等議員）

起立多数です。したがって、「議案第2号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱田 等議員）

次は、議案第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第3号 平成18年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱田 等議員）

次は、議案第4号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第4号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱田 等議員）

次は、議案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第5号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 「陳情第1号 畜産政策・価格に関する陳情書」、日程第9 「陳情第2号 日豪EPA交渉に関する陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第8「陳情第1号 畜産政策・価格に関する陳情書」及び日程第9「陳情第2号 日豪EPA交渉に関する陳情書」を議題とします。

お諮りします。本陳情2件については、審査が終了するまで、建設経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、審査が終了するまで、建設経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成19年第1回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 田 中 伸 一

さつま町議会議員 山 崎 文 久